

一般社団法人 日本照明工業会  
ガイドB 014:2025

## 特殊用蛍光ランプの定義及び識別表示に関するガイドライン

令和5年の第5回水俣条約締約国会議（COP5）において、一般照明用蛍光ランプの段階的廃止が決定された。即ち、2027年末には一般照明用蛍光ランプの製造・輸出入が禁止となり、2028年以降の製造・輸出入は特殊用蛍光ランプのみ可能となる。

このガイドラインは、一般消費者や税関などがこのような特殊用蛍光ランプを容易に識別できることを目的に、特殊用蛍光ランプの定義及びその具体的な用途又は製品例を明確にし、その識別表示について示したものである。なお、このガイドラインに記載のない用途については、経済産業省に確認することを奨める。

### ●特殊用蛍光ランプの定義及びその具体的な用途又は製品例について

特殊用蛍光ランプの定義及びその具体的な用途又は製品例については、**附属書『ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について』**の表中の「蛍光ランプ」の「特殊用途」に該当する。

### ●特殊用蛍光ランプの識別表示について

#### (a) 表示方法

ランプ本体及び包装（個別包装又は集合包装）の見えやすい場所に、次に示すような特殊用蛍光ランプであることを示すマークを表示する。ただし、特殊用蛍光ランプであることが容易に判断できる表示が既に実施されている場合は、この限りではない。**表1**に既に実施されている特殊用蛍光ランプであることを示す表示の事例を示す。又、ランプ本体に表示することが困難な場合は、個別包装又は集合包装に表示するのみとする。

(1) 特殊用蛍光ランプであることを示すマーク

特殊用 又は SP

上記 SP は「**Special Purpose**」の略称であるが、輸出品などでは「**Special Purpose**」と表示してもよい。

(2) マークの寸法及び強度

目視で識別できる大きさとし、容易に消えないこと。

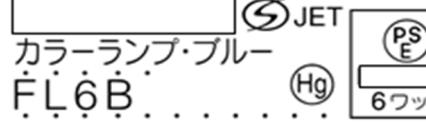
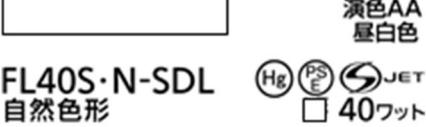
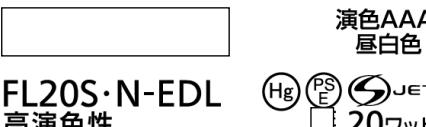
**(b) 表示の適用時期**

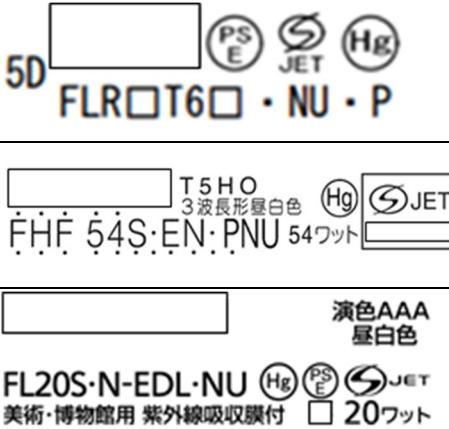
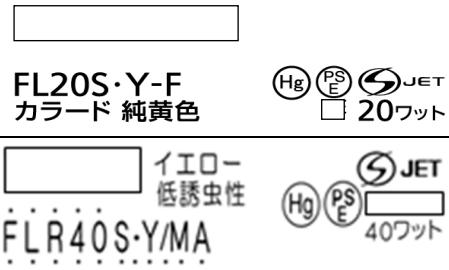
これらの表示は、製品の種類に応じて以下の時期以降に製造・輸出入する特殊用蛍光ランプに適用する。

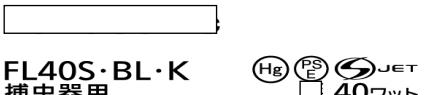
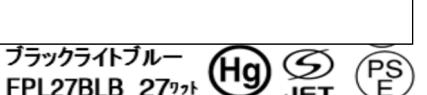
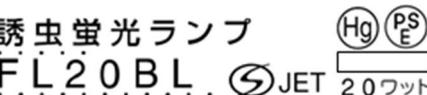
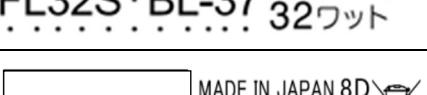
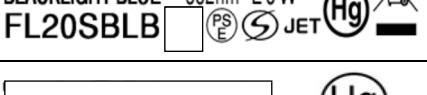
電球形蛍光ランプ 30W 以下	2026 年 1 月 1 日
電球形蛍光ランプ 30W 超	2027 年 1 月 1 日
コンパクト形蛍光ランプ	2027 年 1 月 1 日
直管蛍光ランプ (ハロりん酸塩蛍光体使用)	2027 年 1 月 1 日
直管蛍光ランプ (3 波長形蛍光体使用)	2028 年 1 月 1 日
上記以外の蛍光ランプ (ハロりん酸塩蛍光体使用)	2027 年 1 月 1 日
同上 (3 波長形蛍光体使用)	2028 年 1 月 1 日

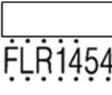
なお、殺菌ランプなどの硝子管内壁に蛍光膜を有しない低圧放電ランプは、「蛍光ランプ」に属さないため適用しない。また、これらは蛍光ランプとは異なり、ガラス管が透明であり容易に識別できる。

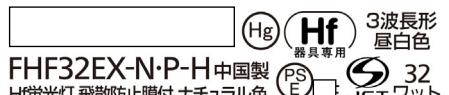
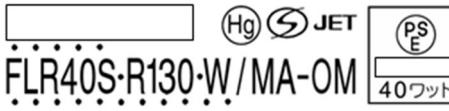
表1 既に実施されている特殊用蛍光ランプであることを示す表示の事例

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例		表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
			識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
特殊な波長分布を持つもの	色比較・評価用・検査用		色評価用 検査用 色比較・検査用 演色 AAA	(高演色記号) -SDL -EDL	—
	カラー ランプ		カラー ランプ レッド ピンク ブルー グリーン パープル イエロー	(色記号) R PK B G RR Y	—
					
	高演色用（美術館用、博物館用、撮影用など）				
			美術・博物館用 演色 AA 演色 AAA 高演色性 高演色形 自然色形	(高演色記号) -SDL -EDL	—
					
	植物・生物用		—	—	—

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例	表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
		識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
紫外線カットランプ		紫外線吸收膜付	NU PNU*	— ※飛散防止のPも含む形式
商品・食品展示用		ショーケース用	—	—
低誘虫用		低誘虫性 イエロー カラード 純黄色	—	—

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例	表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
		識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
医療機器用		—	—	—
紫外線照射用（捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反応用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用、ジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用など）	      	<p>誘虫 捕虫器用 BLACK LIGHT BLACK LIGHT BLUE ブラックライトブルー (記号)</p> <p>BL BLB UV</p> <p>BLB はガラス管が濃い青又は黒っぽい色</p>		

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例	表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
		識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
	 <p>GL6E 6ワット (Hg) 点灯中見ないこと 8D 光をヒフに当てないこと</p>  <p>G8T5E 2M UV-B CE (Hg) MADE IN JAPAN Dangerous for skin and eyes</p>			
半導体工場用	 <p>半導体工場用 純黄色 飛散防止膜付 (Hg) (PS) (E) JET FLR40S-Y/MA/P 40ワット</p>	半導体工場用	—	—
特殊な条件 での使用が 想定される もの	低温用	 <p>T5フリーズ (S) JET (Hg) FLR1454T5HEX-N/J30</p>  <p>T5チルド (S) JET (PS) (E) (Hg) FLR1454T5EX-N/J5</p> <p>5D (PS) (S) (Hg) JET FLR□T6□・冷510</p> <p>5D (PS) (S) (Hg) JET FLR□T6□・冷5D</p>	フリーズ チルド	<p>冷 XXX*</p> <p>* XXX は英・数字</p> <p>二重管構造の ものがある</p>

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例	表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
		識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
飛散防止ランプ	 	飛散防止膜付	・P 又は/P	ガラス管外面に樹脂膜が施してある
看板用	—	—	—	—
表示インジケーター用	—	—	—	—
スキャナー用	 	—	(リフレクター付き) RXXX*	—
	—		(アーバーチャー付き) AXXX*	
非常用照明器具・誘導灯用	—	—	—	—
航空灯火用	—	—	—	—
防爆用	—	—	—	—

特殊用蛍光ランプの具体的な用途又は製品例	表示事例（ランプマーク）	特殊用を示す表示の事例など		
		識別用語・記号	形式（品番）	外観・特徴
乗り物用		(航空機用の例) AIR (記号) 	—	—
機械 <sup>注1</sup> 又は家具等 <sup>注2</sup> に含める目的で作られた照明器具用		エスカレータ用 スリムライン ショーケース用	—	—

注1) 機械とはエスカレータ、エレベータ、生産設備、ショーケースなど容易に交換できない照明器具を備えたもの

注2) 家具等とは洗面化粧台、キッチン組込み用、学習机、箪笥など容易に交換できない照明器具を備えたもの

## 附属書

### ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について

表 ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的用途又は製品例

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
蛍光ランプ (直管蛍光ランプ、環形蛍光ランプ、コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ、無電極蛍光ランプ、その他特殊形状の蛍光ランプなど)	一般照明用	照度を確保するためのものであって、高演色用及び低温用その他の特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。	
クト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ、無電極蛍光ランプ、その他特殊形状の蛍光ランプなど)	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの※3	色比較・評価用、検査用、カラーランプ、高演色用（美術館用、博物館用、撮影用など）、植物・生物用、紫外線カットランプ、商品・食品展示用、低誘虫用、医療機器用、表面改質用、半導体工場用、紫外線照射用（捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反応用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用など）などジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用
		○特殊な条件での使用が想定されるもの	低温用、看板用、表示インジケーター用、スキャナー用、医療機器用、非常用照明器具・誘導灯用、航空灯火用、飛散防止ランプ、防爆用、 <u>乗り物用、機械または家具等に含める目的で作られた照明器具用</u> など
冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 外部電極蛍光ランプ	一般照明用	照度を確保するためのものであって、ディスプレイのバックライト用及びスキャナー用 その他の特殊の用途にのみ用いられるもの	CCFL を組み込んだ直管ランプなど

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
(EEFL)		以外のものをいう。	
	特殊用途	○ディスプレイのバックライト用として用いられるもの	液晶テレビ用、液晶ディスプレイ用、カーナビ用、表示機器用、広告ディスプレイ用、医療機器用など
		○特殊な波長分布を持つもの※3	殺菌用、医療機器用、光化学反応用、スキャナー用、コピー機用、機器分析用、検査用、植物・生物用など 二次元電気泳動装置（周辺機器）用、計測機器用
		○特殊な条件での使用が想定されるもの	非常用照明器具用、誘導灯用など
HIDランプ(高圧水銀蒸気ランプ、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ、水銀キセノンランプなどの高圧水銀ランプ(中圧、超高圧も含む)など)	一般照明用	照度を確保するためのものであって、高演色用及び露光用その他の特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。	道路照明用、公園照明用、競技場照明用、体育館照明用、携帯型照明用
	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの	色比較・評価用、高演色用（美術館用、博物館用、撮影用など）、商品・食品展示用、殺菌用、光化学反応用、洗浄用、表面改質用、光学機器光源用、波長校正用、検査用、医療機器用、植物・生物用、集魚用、蛍光照明用、日焼け装置用など イカ釣り照明用、蛍光顕微鏡用、紫外線硬化・乾燥・接着装置用、半導体検査装置用、DNA解析装置用
		○特殊な条件での使用が想定される	露光用、景観照明用、検査用、医療機器用、航空灯火用など 半導体露光装置用、液晶露光装置用、プリント基板露光装置用
		○特殊な配光等を目的とした使用が想定されるもの	自動車用、プロジェクタ用、舞台用、景観照明用など 自動車（ヘッドライト）用、標識灯用
蛍光ランプ以外の低圧水銀ランプ	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの※3	殺菌用（液体用、容器用、殺藻用、医療機器用など）、光化学反応用、オゾン発生用、分解用、洗浄・漂白用、表面改質用、医療

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
(紫外線放射ランプ、 ホロカソードランプ、 ペンレイランプ、無電 極放電ランプなど)			機器用、植物・生物用、分析機器・計測器用（機器分析用、波長 校正用、光励起用など）など 食品製造ライン用、水殺菌器用、日焼け装置用、半導体・液晶用 ガラス板表面、洗净水の再生装置用、超純水製造装置用、紫外線 硬化装置用、殺菌器用、器具除染用洗净器用、水銀測定装置用、 原子吸光分光光度計用、原子蛍光光度計用、TOC 計用、環境モ ニタリング用測定機器（全窒素、全リン、紫外吸光光度計、水質 汚濁分析装置、オゾン濃度計等）用、発光分光分析装置用、高速 液体クロマトグラフ用、紫外・可視光分光光度計用

## 参考資料

- ※1 「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（第二次報告書）」（平成 27 年 8 月 4 日）  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/kagaku\\_busshitsu/seido\\_wg/pdf/report02\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/seido_wg/pdf/report02_01.pdf) (P20-P26 表 1)  
 に基づき、法律上の判断の目安となるよう JLMA として審議会の傍聴等の結果をもとに、ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について整理した。
- ※2 産業構造審議会製造産業分科会第 11 回化学物質政策小委員会 令和 5 年度第 1 回化学物質審議会 合同会議（令和 6 年 3 月 11 日）  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo\\_sangyo/kagaku\\_busshitsu/011.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/011.html)  
 参考資料 2-2 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の施行状況及び今後の方向性について (P5 (2) ②「一般的な照明用」の解釈について)
- ※3 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準 WG  
 ワーキンググループ取りまとめ（平成 29 年 3 月 31 日）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/shomei\\_kigu/20170331\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/shomei_kigu/20170331_report.html)

に掲載の資料

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene\\_shinene/sho\\_energy/shomei\\_kigu/pdf/20170310004.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/shomei_kigu/pdf/20170310004.pdf)

の P14 ホ), ヘ) 記載の通り、特殊な波長分布とは蛍光ランプの光源色が昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外のもの、又は平均演色評価数が 90 以上のものをいう。例えば、紫外線照射用蛍光ランプは上記の色いずれにもあたらないため特殊用途となる。

以上

---

一般社団法人 日本照明工業会 ガイドB 014

「特殊用蛍光ランプの定義及び識別表示に関するガイドライン」

制定：2025年11月14日

立案：環境対策小委員会

特殊照明用途のランプ識別のためのガイドライン策定WG

発行：一般社団法人 日本照明工業会

東京都台東区台東4丁目11番4号（三井住友銀行御徒町ビル8階）

電話 (03) 6803-0501

禁 無断複写、転載